

立川市自転車乗車用ヘルメット購入助成事業について Q&A

Q. 助成の申請方法は？

A. 市内の指定店(事業協力店)でヘルメットを購入する際に、立川市内に住民登録があることを証明する身分証をご持参の上、店頭で申請書をご記入いただくことで、新品のヘルメットについて、その場で代金から2,000円を差し引いた額で購入いただけるものです。市への別途のご申請は不要です。

Q. 「立川市内に住所を有するものを確認する身分証」とはどのようなものになりますか？

A. 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票の写しなど、公的機関が発行したお名前とご住所が確認できるものが対象です。なお、病院の診察券やスーパーのポイントカード、ジムの会員証など、民間企業が発行したものや、TS マークの保険加入書など自己申告によって作成されたものは対象となりません。

Q. 代理の申請はできますか？

A. ご本人による申請が必要です。ただし、未成年の場合は保護者が代理で申請することも可能です。保護者及びお子様の身分証を店頭でご掲示ください。

Q. 市外の自転車販売店で購入しても割引の対象となりますか？

A. 原則として、市内の販売店を対象にしておりますが、自転車販売店などが少ないエリアでは、近接する市外の店舗についても割引の対象となる事業協力店を募集していく予定です。

Q. インターネットで購入しても助成の対象となりますか？

A. 本事業は、その場で値引きを受けることができる形式であること、SGマーク等の一定の安全基準を満たしたヘルメットを助成事業の対象にしていることなどから、インターネットで購入したヘルメットについては助成の対象とはなりません。

Q. この割引制度開始前(令和5年8月31日以前)にヘルメットを購入した場合は、助成金はもらえますか？

A. 申し訳ございませんが、8月31日以前に購入されたヘルメットや、指定店(事業協力店)以外で購入されたヘルメットは、助成の対象とはなりません。本事業は令和9年3月末まで継続して実施する予定ですので、次回買い換えの際にご活用ください。

Q. 自転車用ヘルメットはどのくらいの期間で買い換えすればよいですか？

A. 一般財団法人製品安全協会の消費生活用製品の安全性を認証する制度である、SGマークの付いた自転車等用ヘルメットの被害者救済制度の有効期限は、購入日より3年間と定められていること、また、ヘルメットメーカーの公式サイトなどにおいても、ヘルメットは太陽の紫外線や雨などの自然環境はもちろん、使用者の汗や皮脂などにさらされ続けるため、十分な保護性能を発揮するためには3年を目安に交換することを推奨されています。

Q.割引で買えるのは一人1個までですか？

A.助成期間中、一人1個までです。

Q. 事業協力店はどこですか？

A. 市のホームページにおいて、一覧表をお示ししています。(随時更新いたします。)

Q.安全基準を満たしたヘルメットはどのようなものがありますか？

A.東京都の自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金交付要綱実施細目で定めるものがあり、具体的には次のとおりです。

- (1)一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- (2)公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- (3)欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク(EN1078)
- (4)ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- (5)米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク
- (6)その他、上記に類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、知事が認めるもの

Q.市内の自転車事故件数などの状況は？

A.自転車事故件数については、近年、コロナ禍の影響で大幅な減少をしておりましたが、人流の回復とともに事故件数についても増加傾向にあり、特に事故全体に占める自転車関連事故の割合については、50パーセントを超える水準となっています。

具体的には、令和4年1月から12月までの市内の交通事故件数は、対前年比約11.7%増の517件、そのうち自転車関連の事故件数は、対前年比約13.1%増の276件となっており、事故全体に占める自転車関連事故の割合は、約53.4%増という結果となっています。